

# 南国市木造住宅除却事業費補助制度

この制度は、地震等の自然災害による被害を軽減し、安心して住むことのできる災害に強いまちづくりを進めるために、耐震性の低い木造住宅の除却(解体)工事を行う方に対して、工事費用の一部を支援します。



## 補助金の額

- ① 除却工事費 × 23%
  - ② 39,900円 × 対象住宅の延床面積(m<sup>2</sup>) × 23%
  - ③ 30万円
- ※①～③のいずれか少ない金額(1,000円未満切り捨て)

## 対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した木造住宅
  - ・住宅耐震診断の結果、住宅耐震診断上部構造評点のうち最小値が1.0未満と診断されたもの または 旧耐震の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票において倒壊の危険性があると市が認めたもの
  - ・過去に住宅耐震改修費用等補助金を受けたことがないもの
- ※老朽住宅除却事業費補助金との併用はできません

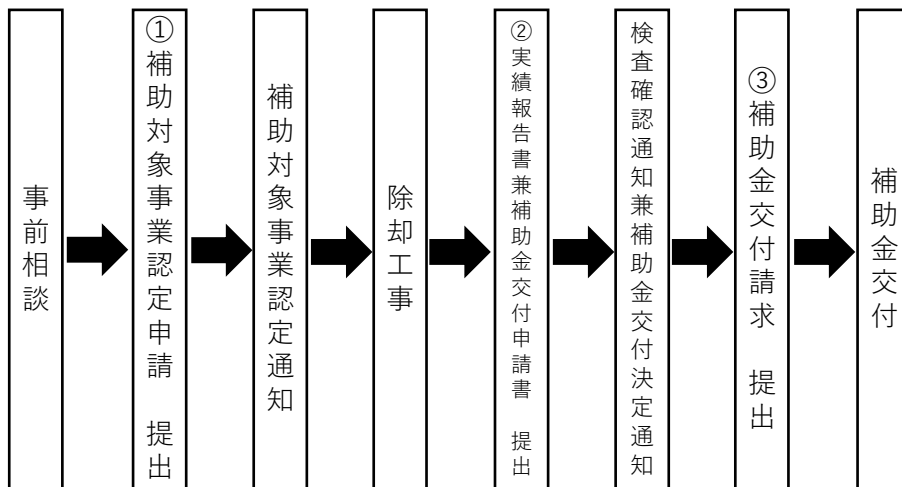
## 申込資格

- ・申請建物の所有者 または 相続人
- ・高知県税 および 南国市税の滞納がない方

## 問合せ先

南国市役所 住宅課 住宅係 (市役所3階)  
TEL:088-880-6558  
Email:n-jutaku@city.nankoku.lg.jp

## 1. 手続きの流れ



### ① 補助対象事業認定申請

- 必須
  - 補助対象事業認定申請書（様式第1号）
  - 建物の所有権及び工事着手年を証明できるもの（発行3か月以内の公印入り原本）  
例：登記事項証明書、建物未登記の場合、土地・家屋課税台帳兼名寄帳（写し）
  - 位置図
  - 求積図（延床面積の算出根拠が記載されたもの）
  - 外観写真
  - 南国市税及び高知県税を滞納していないことを証する書類
  - 事業計画書（様式第2号）
  - 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満の耐震診断結果報告書、  
又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
  - 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
  - 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- 所有者と申請者が異なる場合
  - 所有者と申請者の関係がわかる書類
- 所有者または相続人が複数人である場合
  - 所有者全員の同意書
  - 誓約書（所有者全員の同意書が提出できない場合）（様式第3号）

### 除却工事

補助事業認定通知書が届いたら、除却工事に着手できます。  
※事業認定が下りる前に工事に着手している場合は、補助金の交付はできません。

## ②実績報告兼補助金交付申請

※工事完了後、当該年度の12月25日までに提出

- 実績報告書兼補助金交付申請書（様式第10号）
- 工事請負契約書の写し
- 工事完了写真（工事前及び工事後の状況が分かるもの）
- 廃棄物管理票（E票）の写し
- 工事代金領収書（補助事業者が補助金の交付の請求及び受領を住宅の除却を行った者に委任する場合は、補助事業に要した経費から補助金交付申請予定額を差し引いた額を支払ったことがわかる領収書）の写し

## ③補助金交付請求

※当該年度の2月末日までに提出

【申請者が受け取る場合】

- 補助金交付請求書（様式第12号）

【代理受領の場合】

- 補助金交付請求書（代理受領）（様式第13号）
- 代理受領に関する委任状（様式第14号）

※代理受領とは…申請者が受け取る補助金を市から直接工事業者に支払います。申請者は、補助対象金額と補助金の差額のみ支払うこととなります。

## その他

- 記載している書類以外にも、必要に応じて提出をお願いすることがあります。
- 各申請書は南国市役所ホームページに掲載しています。  
また、住宅課窓口でも配布しています。
- 建物を除却したことにより、翌年度以降、土地の固定資産税が上がる場合があります。  
詳しくは南国市税務課資産税係（088-880-6554）にお問い合わせください。
- 建物の除却後、登記物件の場合は法務局で建物滅失登記を行うことをお勧めします。  
その際、業者が発行する建物取壊証明などが必要となる場合があります。

## 木造住宅除却事業Q&A

Q	対象となる住宅はどのようなものですか？												
A	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した木造住宅（長屋・共同住宅を含む）です。非木造（軽量鉄骨、鉄筋コンクリートなど）で建てられた住宅は対象になりません。また、木造であっても倉庫や蔵、トイレや風呂のみなどの建物も対象になりません。丸太組工法、工業化住宅（プレハブ住宅等）、ハウスメーカーが建築した枠組壁工法の住宅も対象になりません。												
Q	建物の建築年を確認できる書類はどんなものがありますか？												
A	法務局で取得できる建物の登記事項証明書や、市役所税務課資産税係で取得できる土地・家屋課税台帳兼名寄帳（写し）、固定資産税納税通知書、建築確認書などで建築年が確認できます。												
Q	「昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した」ことを証明する書類はどんなものがありますか？												
A	建築計画概要書等で工事着手日が確認できます。建築計画概要書は、高知県土木部建築指導課にて閲覧・開示請求が可能です。また、昭和56年5月31日以降に工事着手していても、旧耐震基準で建築された旨の記載があれば対象となります。												
Q	木造住宅の耐震診断を受けたいのですがどうすればよいですか？												
A	市の補助金を利用する場合は、木造住宅耐震診断申込書の提出が必要です。詳しくは【住宅課 建築係】にお問い合わせください。 ※過去に市の耐震診断制度を利用した場合は再度利用することはできません。個人で耐震診断士に依頼することもできますが、有料となります。ただし、補助金の申請に利用できるのは『2012年改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル』に基づいて診断されたものに限りです。												
Q	「住宅耐震診断上部構造評点」とはなんですか？												
A	耐震診断士が作成する耐震診断結果報告書には建物の概要、壁や柱の耐力値などが記載されています。「上部構造評点」とは、耐震診断の結果を点数化したものです。												
Q	上部構造評点のうち最小値が1.0未満とはどのような住宅ですか？												
A	上部構造評点は4段階に分かれており、以下のような判定となります。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>【評点】</b></td> <td style="text-align: center;"><b>【判定】</b></td> </tr> <tr> <td>1.5 以上</td> <td>◎倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0 以上～1.5 未満</td> <td>○一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td>0.7 以上～1.0 未満</td> <td>△倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7 未満</td> <td>×倒壊する可能性が高い</td> </tr> </table> <p>※上記のうち、1.0 未満と診断された住宅が対象となります。</p>	<b>【評点】</b>	<b>【判定】</b>	1.5 以上	◎倒壊しない	1.0 以上～1.5 未満	○一応倒壊しない	<hr/>		0.7 以上～1.0 未満	△倒壊する可能性がある	0.7 未満	×倒壊する可能性が高い
<b>【評点】</b>	<b>【判定】</b>												
1.5 以上	◎倒壊しない												
1.0 以上～1.5 未満	○一応倒壊しない												
<hr/>													
0.7 以上～1.0 未満	△倒壊する可能性がある												
0.7 未満	×倒壊する可能性が高い												
Q	容易な耐震診断票を利用したいのですが、遠方のため写真を撮ることができません。												
A	市では撮影ができませんので、解体工事を行う業者などに相談してください。												

## 木造住宅除却事業Q&A

Q	「老朽住宅除却事業」との違いはなんですか？
A	老朽住宅除却事業は、老朽化し倒壊の危険性が高い空き家が対象となります。
Q	所有者が死亡していますが申請できますか？
A	所有者の相続人が申請できます。ただし、所有者と申請者が異なる場合は関係の分かる書類の提出が必要です。
Q	延床面積は登記簿や名寄帳の面積を記載すればよいですか？
A	耐震診断時の図面をもとに記載してください。 図面がない場合は、現況の求積図を解体業者などに作成してもらってください。
Q	店舗併用住宅は対象になりますか？
A	店舗部分の床面積が延床面積の1/2未満であれば対象となります。 建物図面もしくは求積図に店舗部分と住宅部分ができるように記載してください。
Q	昭和56年6月1日以降に増改築した部分は対象となりますか？
A	昭和56年6月1日以降に増改築した部分は対象外となり、延床面積から除きます。 ただし、住宅の一部を残すことはできませんので、増改築部分も除却する必要があります。
Q	対象建物の基礎を残しておいてもいいですか？
A	住宅の一部を残すことはできません。基礎もすべて撤去してください。
Q	庭木や家具等の処分費用は対象となりますか？
A	建物の除却（解体）費用のみが対象となり、庭木や家具等の処分費用は対象外となりますので見積書に含まないでください。 なお、ブロック塀の解体については別途補助金がありますので、【住宅課 建築係】にお問い合わせください。